

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の不要財産の処分にかかる 国庫納付等について

1. 概要

不動産賃貸借契約に基づき差入を行った敷金のうち、借上事務所等の廃止及び移転等により、平成25事業年度中に敷金の返還を受けたものについては、今後の機構の業務運営上使用する見込みがないことから、不要財産（敷金返戻金）として国庫納付等を行うこととする。

2. 処分方法

独立行政法人通則法第46条の2第1項により国庫納付する。

なお、職業能力開発勘定の財産については、政府出資及び地方公共団体出資で構成されていることから、独立行政法人通則法第46条の3第1項により地方公共団体出資の払戻しの催告も行う。

3. 国庫納付等見込額

（単位：円）

区 分		金 額
国 庫 納 付 額		14,220,441
内 訳	政 府 出 資 金	2,408,235
	高 齢 ・ 障 害 者 雇 用 支 援 勘 定	1,653,365
	職 業 能 力 開 発 勘 定	754,870
	運 営 費 交 付 金	11,812,206
	高 齢 ・ 障 害 者 雇 用 支 援 勘 定	11,812,206
地 方 公 共 団 体 払 戻 見 込 額		395
内 訳	地 方 公 共 団 体 出 資 金	395
	職 業 能 力 開 発 勘 定	395

4. 国庫納付等予定時期

国庫納付に係る厚生労働大臣からの認可通知受理後、速やかに行う。